

■ 資料 ■

1 計画のこれまでの経緯

(1) 環境管理計画

策定(改定)年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
1986年3月 策定	<ul style="list-style-type: none"> 産業型公害に加えて、都市・生活型公害(生活系排水による河川・海域の汚濁等)や、快適な環境を求める市民ニーズに対応するために策定
1996年9月 策定 【2010年度まで】	<ul style="list-style-type: none"> 1995年に「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、これに基づき新たに策定 地球環境保全の対策などを追加
2004年3月 改訂 【2010年度まで】	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の採択、地球温暖化対策関連法、循環型社会関連法などの整備等に対応するために改訂
2011年4月 策定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2013年度まで】	<ul style="list-style-type: none"> 総合的・横断的に施策を進めるため、環境側面の基本施策(地球温暖化対策、生物多様性など)に加えて、「人・地域社会」「経済」「まちづくり」の総合的な視点による基本政策から施策体系を構築 短期的な目標を設定し、具体的な取組の進捗を管理
2015年1月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2017年度まで】	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を契機に、「自然と人との共生を目指す」などの基本的な考え方を位置づけ 環境行政における防災の視点を追加

(2) 生物多様性横浜行動計画(ヨコハマbプラン)

策定(改定)年月 【計画期間】	策定・改定の考え方
2011年4月 策定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2013年度まで】	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性基本法」に基づく、生物多様性地域戦略として策定 「2025年の将来像」を掲げ、それを実現するための「重点施策」と「2013年までの具体的取組と目標」を定める
2015年1月 改定 【中長期的な目標:2025年度まで】 【短期的な目標:2017年度まで】	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組と目標が、計画期間の満了を迎えたため改定 「生物多様性の主流化」の推進を、計画策定の意義に反映する等に対応

2 計画改定の経過

(1) 横浜市環境創造審議会

- 第 24 回横浜市環境創造審議会（2017 年 10 月 27 日開催）
 - ・ 横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について（諮問）
- 第 25 回横浜市環境創造審議会（2018 年 3 月 28 日開催）
 - ・ 横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について（答申）

(2) 環境管理計画等改定部会

- 第 1 回改定部会（2017 年 10 月 27 日開催）
 - ・ 部会長・副部会長の選出
 - ・ 横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定の考え方について
- 第 2 回改定部会（2017 年 11 月 17 日開催）
 - ・ 生物多様性横浜行動計画の改定について
 - ・ 「環境教育」の位置付けについて
 - ・ 横浜市の環境施策と持続可能な開発目標（SDGs）の関連について
- 第 3 回改定部会（2018 年 1 月 29 日開催）
 - ・ 「計画の体系」及び「取組姿勢」について
 - ・ 「達成状況の目安となる環境の状況」及び「取組方針」について
- 第 4 回改定部会（2018 年 3 月 8 日開催）
 - ・ 横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について（部会報告案）

3 計画のこれまでの取組状況

(1) 環境管理計画

計画に位置付けた 208 項目の取組の目標達成状況は、短期的な目標期間である 2014～2017 年度の 4 か年で、約 9 割が「目標を上回って進んだ」もしくは「おおむね目標通り進んだ」という評価になっています。

取組内容は年度ごとに年次報告書としてまとめ、ホームページ等を通じて公表しています。

(2) 生物多様性横浜行動計画（ヨコハマ b プラン）

普及啓発や保全・再生・創造といった 4 つの取組方針ごとに取組を着実に進めており、計画で設定した 89 項目のうち、短期的な目標期間である 2014～2017 年度の 4 か年で、約 9 割が「目標を上回って進んだ」もしくは「おおむね目標通り進んだ」という評価になっています。

取組内容は年度ごとに振り返り、実績をとりまとめてホームページ等を通じて公表しています。

4 答申の反映状況

環境創造審議会からの答申内容と計画への反映状況は以下の通りです。

(1) 計画に求められる役割等

答 申	改定計画
<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の根幹的な方向性は継承して推進することを前提に、環境の総合計画として環境施策が目指す方向性を明確に示す 	<ul style="list-style-type: none"> 「横浜が目指す将来の環境の姿」や「環境行政の基本的な考え方」、「施策体系」は基本的に継承(第2章) 全ての環境施策が目指す方向性として5つの取組姿勢を新たに規定(第3章)
<ul style="list-style-type: none"> 環境の状況や環境施策が目指す方向性を市民や企業などの理解・行動につなげるため、具体的なイメージ図や取組事例などを用いて効果的に伝える工夫が必要 環境の全体的な評価や取組をわかりやすく伝えていくことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なイメージ図や取組事例を積極的に活用して計画内容を記載(計画全体) 項目に応じて定量的又は定性的な評価を行い、市民の環境に関する意識調査の結果等も活用しながらわかりやすく公表(第6章)
<ul style="list-style-type: none"> 環境施策を生物多様性の視点で総合的にまとめ推進していた生物多様性横浜行動計画を、総合的な環境政策の一貫として強化し、生物多様性の主流化を更に進めていくことが必要 生物多様性横浜行動計画は、総合計画である環境管理計画と統合し、環境政策のさらなる総合的な推進とあわせて、さらに強力に進めるべきである 	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理計画に生物多様性横浜行動計画を組み込み、総合的に取組を推進(第1章)
<ul style="list-style-type: none"> 環境分野別に個別計画が策定され、取組が着実に実施、進捗管理されていることを踏まえ、環境管理計画では、中長期的な環境目標などにより環境政策が目指す方向性を示す(生物多様性横浜行動計画も同様) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の総合計画として中長期的な視点から目指す方向性を示すことを明確にし、2025年度までの環境目標及びそれに向けた取組姿勢を明示(第4章、第5章)

(2) 環境政策の総合的な推進の方向性

答 申	改定計画
<p>昨今の社会状況を踏まえ、以下の視点に留意して環境政策を総合的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境・経済・社会問題の同時解決に向け、様々な連携の強化 市民、企業等の主体性発揮に向け、環境教育・学習の一層の推進 ICTの積極的な活用 防災・減災の視点の強化 国内外から「選ばれる都市」に向け、大都市・横浜の環境の魅力を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理計画が環境政策を総合的に推進していくための5つの取組姿勢を新たに記載。取組姿勢は具体的なイメージ図や取組事例をもとに分かりやすく説明(第3章)
<ul style="list-style-type: none"> 総合的な3つの視点(人・地域社会、経済、まちづくり)に基づいた様々な取組、多様な主体との連携を一層進め、SDGs達成に貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに設けた「取組姿勢」に基づき、引き続き総合的な視点による3つの基本政策、7つの環境側面からの基本施策の取組を推進しSDGs達成に貢献(第3章)

(3) 施策展開の方向性

答 申	改定計画
<p>関連する個別計画や法令の策定状況等に合わせ、適宜必要な見直しを実施</p> <p>《総合的な視点による基本政策》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境とまちづくり」において、新たに防災・減災の視点を加えた政策を強化 <p>《環境側面からの基本施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策」は環境創造審議会答申と整合性を図る 「生物多様性」の項目は生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置付ける 「食と農」を「都市農業」に変更、環境目標も適宜整合を図る 「生活環境」対策は環境基準などによる定量的な目標と「快適」、「行動」といった定性的な目標に再構築(生活環境の質を総合的に評価)、別途行動計画等の形でとりまとめ、わかりやすく発信 「環境教育・学習」を環境側面からの基本施策の一つに位置付け、これまでの環境教育の目標・取組方針を継続 	<p>環境創造審議会答申を踏まえた見直しをそれぞれ実施した。</p> <p>《総合的な視点による基本政策：第4章》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境とまちづくり」に新たに取組方針(環境分野における防災・減災対策の推進)を設定 <p>《環境側面からの基本施策：第5章》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策」：地球温暖化対策実行計画と整合 「生物多様性」：生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置付け 「都市農業」：施策名称を変更し内容も見直し 「生活環境」：本計画の改定後に策定する「生活環境保全推進ガイドライン」において取組を推進することを記載 「環境教育・学習」：環境教育等促進法における行動計画に位置付け

5 改定素案に対するパブリックコメントの実施結果

横浜市では、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく、「横浜市環境管理計画」の改定にあたって、2018年6月22日に計画の改定素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。実施結果は次の通りです。

(1) 実施概要

実施期間	2018年6月25日(月) から7月31日(火) まで
提出方法	郵送、FAX、電子申請、持参、Eメール
素案の公表場所	市民情報センター、各区役所広報相談係、環境創造局政策課 及びホームページ

(2) 実施結果

提出者数	48名			
提出方法	郵送16名、FAX1名、電子申請25名、持参2名、Eメール4名			
意見数	136件			
分野別の意見数	計画全般	45件	水とみどり	9件
	環境と人・地域社会	2件	都市農業	4件
	環境と経済	2件	資源循環	10件
	環境とまちづくり	23件	生活環境	8件
	地球温暖化対策	10件	環境教育・学習	9件
	生物多様性	12件	その他	2件

(3) 提出された意見の分類と計画への反映状況

① 意見の趣旨を踏まえ計画に反映したもの	19件 (14%)
② 素案と同趣旨または賛同・評価を頂いたもの	38件 (28%)
③ 個別事業に対する意見等で参考とするもの	58件 (43%)
④ その他、本計画との関連が見られないものや質問等	21件 (15%)

(4) パブリックコメントに基づかない修正について

改定素案公表後の最新の知見やデータ等に基づき、表現等について必要な修正を行いました。

6 主な関連計画等の概要

横浜市基本構想（長期ビジョン）	2006年6月策定
<p>市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものです。2025年頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像を「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」とし、それを実現するための5つの柱として「交流拠点都市」「活力創造都市」「生活快適都市」「環境行動都市」「安全安心都市」を掲げ、その実現のための取組と基本姿勢を示しています。</p>	
横浜市中期4か年計画 2018～2021	2018年10月策定
<p>「横浜市基本構想」が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化するための実施計画で、2018～2021年度の4か年で目指す姿や目標を示すとともに、計画期間中に達成を目指す指標を設定しています。</p>	
横浜市地球温暖化対策実行計画	2018年10月改定
<p>地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき、市内全体の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定める計画です。「今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を目指す姿（ゴール）とし、本市の地球温暖化対策（緩和策・適応策）を推進します。</p>	
横浜市水と緑の基本計画	2016年6月改定
<p>市内にある河川や水路、樹林地、農地、公園といった水や緑を一体的にとらえ、横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、本市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画です。</p>	
横浜みどりアップ計画	2018年11月策定
<p>緑豊かなまち横浜を次世代に引き継ぐため、「横浜みどり税」を財源の一部に活用し、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑や花をつくる」の3つの柱に「効果的な広報の展開」を加え、取り組む計画です。</p>	
横浜市下水道事業中期経営計画 2018	2018年11月策定
<p>横浜市における下水道事業の中期的な計画です。経営理念や経営方針をはじめ、施策や財政運営の目標と取組を掲げています。</p>	
横浜都市農業推進プラン	2018年11月改定
<p>横浜の農業を取り巻く環境の変化や、農家の抱えている課題、多様な市民のニーズ等に対応するため、370万人都市・横浜における今後の都市農業の目指す姿や取り組む事業など、これからの農業施策をまとめて策定している計画です。</p>	

横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ^{スリム}3R夢プラン）	2011年1月策定
<p>横浜市の一般廃棄物処理に係る長期的な計画です。3Rの推進、とりわけ環境にやさしい「リデュース（発生抑制）」の取組を進め、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的にした計画で、計画期間は2010～2025年度です。2009年度比で2025年度までに総排出量（ごみと資源の総量）を10%以上（約13万t）削減、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量を50%以上（約14万t-CO₂）削減することを目指しています。</p>	
第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	2016年3月策定
<p>横浜市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示した計画で、計画期間は2016～2020年度です。達成目標は最終処分率で示しています。</p>	
横浜市災害廃棄物処理計画	2018年10月策定
<p>横浜市における各種自然災害時に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための応急策及び復旧・復興対策を取りまとめた計画です。</p>	
横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）	2013年3月策定
<p>「都市づくり」や「まちづくり」の際にまちのあり方を具体化するために必要事項を定める「都市計画」を作成するための方針を定めたものです。都市計画に関連する産業や福祉、環境、コミュニティ、防災などの分野についての計画を踏まえたうえで、市民生活全般を視野に入れて作成されています。人口規模・構成に見合った効率的な基盤整備や機能集約等を行う「コンパクトな市街地の形成」を筆頭とした、7つの「都市づくりの目標」を設定しています。横浜市基本構想で定めた都市像「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」の実現を目指します。</p>	
横浜港港湾計画	2014年12月改訂
<p>横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾法に基づいて定める基本的な計画です。「国際競争力のある港」、「市民が集い、憩う港」及び「安全・安心で環境にやさしい港」を3つの柱とし、横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくりを目指しています。</p>	

7 横浜市の地域特性

(1) 地形

横浜市の地形は、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、丘陵地の緑や河川などにより広域的に連続した水・緑環境を有しています。

横浜市内には鶴見川、帷子川など多くの河川があり、このうち、4つの流域（帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域）と直接海域に注ぐ小流域の集まりは、横浜市内で完結した流域となっています。横浜市内を流れる河川の源流・上流域から中流域にかけては、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されており、それらの緑を「緑の10大拠点」として位置付けています。

また、樹林地や農地が市街化調整区域から市街化区域に入り込むように存在しており、市街地でも多くの樹林地や農地を見ることができます。

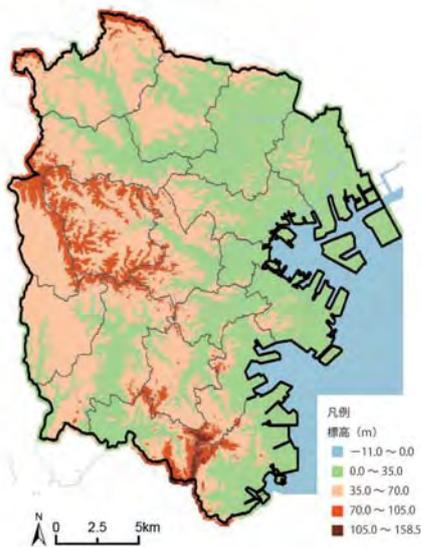


図 横浜の地形
(出典：「横浜市水と緑の基本計画」)



図 市内を流れる河川の流域位置図
(出典：「横浜市水と緑の基本計画」)

(2) 土地利用

1992～2013年の土地利用の推移を見ると、住宅用地、道路・交通施設用地などの都市的土地利用が増加しているのに対して、農地・樹林地などの自然的土地利用が減少しています。

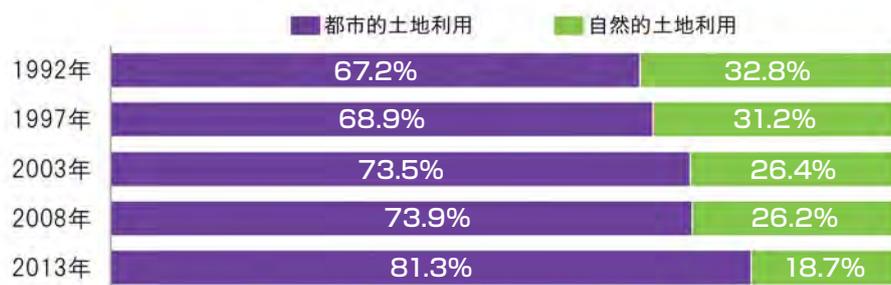


図 横浜市全体の土地利用の推移
(出典：「横浜市都市計画基礎調査」より作成)

(3) 気象

横浜市は、海に面しており、温暖で雨量の多い太平洋側気候です。気温・降水量の推移は、図のとおりです。平均気温は、1900年には14.3℃でしたが2016年は16.9℃となっており、長期的には上昇傾向にあります。



図 気温・降水量の推移

(出典：気象庁「過去の気象データ」より作成)

注) 1923年のデータは資料が不足しているため、記述していません。

(4) 経済

2014年度の産業別の市内総生産を見ると、第2次産業の割合が減少する一方で、第3次産業の割合が大きくなっています。農業産出額は県内トップであり、大消費地を抱える市内農家は、市場出荷のほか、市内に約1,000か所あると言われる直売所での販売や契約栽培など、多様な販売形態を持っています。

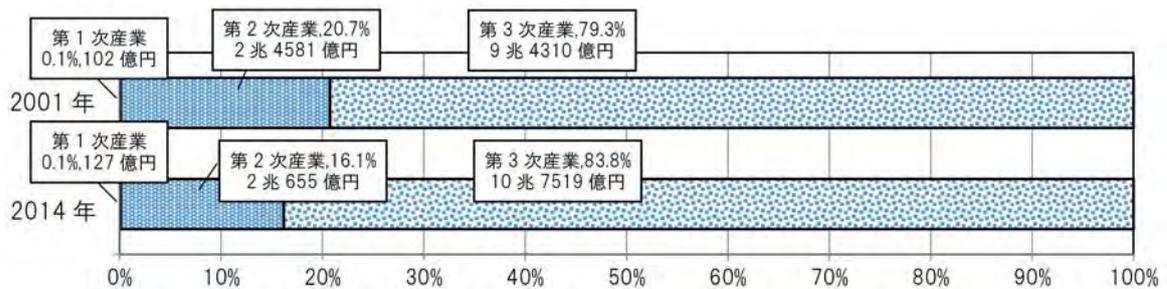


図 市内総生産 産業別構成比

(出典：内閣府「県民経済計算」より作成)

(5) 歴史

横浜は、1859年の横浜港開港とともに発展した都市であり、開港以来の歴史と文化の遺産が豊富に存在しています。その独特な街並みや景観が、横浜港周辺をはじめとする地域の観光資源となっていることも横浜市の特徴の一つです。

8 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成7年3月24日条例第17号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 基本的施策(第7条—第17条)
- 第3章 総合的推進のための施策(第18条—第22条)
- 第4章 効果的推進のための施策(第23条—第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に

発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質の汚濁又は土壌の汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(監視等の体制の整備)

第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

(公害に係る健康被害者の保護等)

第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

(自然環境の保全及び創造)

第10条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(快適な環境の確保)

第11条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

(エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

(地球環境保全の推進等)

第15条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第3章 総合的推進のための施策

(環境管理計画の策定等)

第18条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例（平成6年6月横浜市条例第19号）に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。（平18条例75・一部改正）

(施策の策定等と環境管理計画との整合等)

第19条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るよう努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第20条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第21条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開

発事業等」という。)を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

(開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

第22条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見反映)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民及び事業者との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第25条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者を求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第27条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月条例第75号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

9 環境に関する主な指針

項目	名称	提供元
地球温暖化対策	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 < H22.3 >	環境創造局 環境管理課
	事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるもの	
	横浜市地域冷暖房推進指針 < H8.4 >	環境創造局 環境エネルギー課
	地域冷暖房を推進するため、地域冷暖房推進地域や届出手続きを定めるとともに、必要に応じて導入の検討を求めるもの	
	横浜市気候変動適応方針 < H29.6 >	温暖化対策統括 本部調整課
	各分野で進めている地球温暖化対策を適応の観点から横断的に取りまとめたもの	
	まちなかの暑さ対策ガイドライン < H28.5 >	環境省
	地球温暖化対策、ヒートアイランド対策及び熱中症予防等を推進するため、まちなかの暑さ対策を推進することを目的として、人が感じる暑さについて科学的な情報を分かりやすく伝えるとともに、効果的な暑さ対策の実施方法についてその考え方を示し、関連する技術情報等を紹介したもの	
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針 < H18.3 >	環境創造局 政策課
2025年頃までを目標期間とした横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示したもの。市域全体の目標を設定するとともに15の重点推進地域と重点推進地域における目標を設定		
横浜市ヒートアイランド対策の手引き < H19.2 >	環境創造局 政策課	
市民が気軽に取り組むことができるアイデアをまとめたもの		
生物多様性	生物多様性民間参画ガイドライン(第2版) < H29.12 >	環境省
	生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で、企業活動が重要な役割を担っているという認識の下、事業者向けに基礎的な情報や考え方などをとりまとめたもの	
	猛禽類保護の進め方(改訂版) < H24.12 >	環境省
	開発事業との摩擦が依然として危惧され、かつ生息状況や生態について情報が蓄積しつつあるイヌワシ、クマタカ、オオタカの3種を中心に、各種開発行為に際しての保全措置の検討のための考え方を明らかにするもの	
神奈川県鳥獣保護区等位置図 < H29.11 >	神奈川県	
神奈川県内の鳥獣保護区、特定狩猟具使用禁止区域等を記載した県域図(10万分の1)		

項目	名称	提供元
生活環境	環境への負荷の低減に関する指針 (事業所の配慮すべき事項) < H24.9 >	環境創造局 環境管理課
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 39 条に規定する、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	
	環境への負荷の低減に関する指針 (飲食店等がにおいて配慮すべき事項) < H15.3 >	環境創造局 環境管理課
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 39 条に規定する、飲食店等を営む事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	
	夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針 < H24.9 >	環境創造局 環境管理課
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 58 条に規定する、夜間営業を営む事業者が実施する取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	
	生活騒音防止に関する配慮すべき指針 < H15.4 >	環境創造局 環境管理課
横浜市生活環境の保全等に関する条例第 147 条に規定する、日常生活に伴って発生する騒音の防止について配慮等を支援するため、市民の配慮すべき事項を定めたもの		
化学物質の適正な管理に関する指針 < H18.4 >	環境創造局 環境管理課	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 41 条に規定する、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するための指針	
景観	都市景観協議地区	都市整備局 景観調整課
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針(行為指針)などを定めたもの	
	山手地区景観風致保全要綱 < H7.7 >	都市整備局 都市再生推進課
山手地区における地域の魅力の維持保全、眺望や景観の確保のため、建築物の形態や用途などのデザイン調整を強化するための要綱		
まちづくり	地区計画／建築協定	都市整備局 地域まちづくり課
	地区計画、建築計画の位置、方針等の概要	
	街づくり協議地区制度	都市整備局 地域まちづくり課
	駅周辺の商業・業務地区や、計画的開発地区など都市政策上重要な地区を、「街づくり協議地区」に指定し、地区別に街づくり協議指針を規定	
臨港地区	港湾局 管財第一課	
商港区・工業港区・マリーナ港区・修景厚生港区の4つの分区を設け、それぞれの分区の目的にあわない構築物の建設や用途の変更を禁止		
建築物	横浜市建築物環境配慮制度(CASBEE横浜)	建築局 建築企画課
	建築主が、その建物の「建築物環境配慮計画」を作成することにより、総合的な環境配慮の取組を進めるもの	

10 用語説明

A - Z

AI (人工知能 : Artificial Intelligence)

知能のある機械のこと。推論や学習といった人間の能力を持つコンピューターシステム。

BOD (生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand)

河川における汚れの度合いを表す指標の一つ。微生物が水中の有機物(汚れ)を分解するときに使われる酸素の量。数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

COD (化学的酸素要求量 : Chemical Oxygen Demand)

海、湖における汚れの度合いを表す指標の一つ。水中の有機物(汚れ)を薬品で分解するときに使われる酸素の量。数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

ICT (Information and Communication Technology)

情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

IoT (Internet of Things)

建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバー等のIT関連機器以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。「モノのインターネット」と呼ばれる。

ISO 14001

国際標準化機構(ISO)が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するための仕組みについての規定である。

NGO (非政府組織 : Non-governmental Organization)

政府以外のすべての民間団体を意味する。環境

に関するNGOは、国際自然保護連合(IUCN)や世界自然保護基金(WWF)のような国際組織から、日本各地にある自主的組織までさまざまな団体が活動している。国外では営利事業を行う業界団体もNGOに含めて考える場合もある。

NPO (民間非営利組織 : Non-profit Organization)

営利を目的としない活動のできる市民団体を指す。1998年3月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立し、環境の保全を図る活動等17分野の活動に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は特定非営利活動法人として法人格を取得できるようになった。

PCB廃棄物

PCB(ポリ塩化ビフェニル)及びPCBが含有された電気機器や塗布されたものなどが廃棄物になったもののこと。PCB特別措置法施行令により、横浜市内の事業者においては以下の期限までに処理することが定められている。

○高濃度PCB廃棄物

- ・変圧器、コンデンサ等 2022年3月31日
- ・安定器、汚染物等 2023年3月31日

○低濃度PCB廃棄物 2027年3月31日

PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、2009年9月、PM2.5に係る環境基準が告示された。

ZEH (ゼッチ: ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

外皮(外壁、床など)の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

あ

愛護会等

公園や道路、樹林地、河川・水辺施設など多くの施設で組織されているボランティア団体。清掃活動などの維持管理活動をはじめとする、環境に関する活動に取り組んでいる。

赤潮

海域で特定のプランクトンが大量に発生し、かつ水面近くに集積することによって、海水が変色する現象。海水中の窒素、りん等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。東京湾では、春から夏にかけて水温が上昇し日照時間が長くなるとプランクトンが増殖し、赤潮が発生しやすい。

アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿（せきめん、いしわた）」と呼ばれる。以前は建築物において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、1975年に原則禁止された。その後も、スレート材、断熱材等で使用されてきたが、現在では、製造が禁止されている。石綿は、飛び散り、吸い込むことで、悪性中皮腫や肺がんを引き起こすことが知られており、大気汚染防止法等で飛散防止や、ばく露防止が図られている。

ウェルカムセンター

横浜みどりアップ計画により市内の既存施設を活用し整備された、森の情報を発信し魅力を伝える施設。森を安全に散策するための情報や生き物情報などを発信する「森の情報提供」、森を知り、楽しむための講座などを開催する「普及啓発・環境教育」を行う。市内のウェルカムセンターは5館（横浜自然観察の森 自然観察センター、新治里山公園 にいはる里山交流センター、舞岡ふるさと村 虹の家、寺家ふるさと村 四季の家、環境活動支援センター 交流スペース）。

雨水浸透ます

雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填したもので、雨水を地中にしみ込みやすくする。

栄養塩類

海水・陸水中に含まれ、植物プランクトンや海藻などの生物の栄養として必要な物質。

エキサイトよこはま 22

横浜駅周辺大改造計画。国際化への対応・環境問題・駅の魅力向上・災害時の安全確保など「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を推進するための指針となる計画。

エコツーリズム

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験・学習するとともに、自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

エコリノベーション

既存住宅の断熱性能や省エネ性能の向上など、省エネかつ健康な住まいにつながる改修。

エネルギーマネジメントシステム (EMS :Energy Management System)

センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化（可視化）を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステム。対象により、HEMS（家庭）、BEMS（ビル）、FEMS（工場）、CEMS（地域）のように呼ばれる。

オープンデータ

組織でのみ利用されているデータを社会で効果的に利用するため、機械判読に適したデータ形式。二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」「ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）」「パーフルオロカーボン類（PFCs）」

「六ふつ化硫黄（S F₆）」「三ふつ化窒素（N F₃）」の7物質が指定されている。

か

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動（植林や自然エネルギーの利用等）に投資することで、排出された温室効果ガスを相殺するという考え方。

外来種

自然分布範囲以外の地域または生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物のこと。国外だけでなく、国内の他の地域から持ち込まれたものも含む。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁、地下水・土壌汚染、騒音及びダイオキシン類について環境基準が定められている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。

環境保全協定

事業活動に伴う環境への負荷を低減するために、事業者が自主的に実施する環境保全に係る取組などを、横浜市と事業者との合意により締結した協定のこと。事業者との連携を推進することにより、環境の保全に関する施策の実効性を確保している。

環境マネジメントシステム

（EMS：Environmental Management System）

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

魚道

魚類の回遊を妨げる堰・ダム等の河川横断構造物を越えて、魚類が遡上したり下ったりできるように人工的に設置する迂回路のこと。

健全な水循環

人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

公害

人の事業や生活などに伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。環境基本法においては、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう」と定義されている。この七つの公害を通常「典型7公害」という。

光化学オキシダント

光化学スモッグの指標となり、工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い揮発性有機化合物（VOC）等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その濃度が高くなると人体や動植物に被害を与える。

光化学スモッグ

夏季に多く、日射が強くて風の弱い日に、光化学オキシダントが大気中に滞留した結果、空がかすんで、白いモヤがかかったような状態になることを「光化学スモッグ」が発生しているという。その影響は目やのどの粘膜を冒し、植物被害や視覚障害など広範囲にわたる。

高度処理

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類等があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式がある。

さ

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

持続可能

将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような活動を持続的・永続的に営むこと。

市民の森

山林所有者の協力により、一般に公開をしている横浜市独自の緑地を保存する制度。

循環型社会

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化や、古紙・缶のリサイクルなど資源循環の仕組みや設備、大気循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を

有する社会を指している。

自立分散型エネルギー

エネルギー消費地の近くに分散配置された、比較的小規模な発電設備から供給されるエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。具体的には、太陽光発電等の再生可能エネルギー、燃料電池等のコージェネレーションシステム、蓄電池等の蓄エネルギー機器等が含まれる。

水素エネルギー

水素を燃料としたエネルギー。水素は燃焼すると熱を出して水になるため、大気汚染物質は発生しない。水素を燃料電池で発電することで高い発電効率が期待できる。

3R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語である。①廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、②資源や製品の再使用（Reuse：リユース）、③再生利用（Recycle：リサイクル）の順で、リサイクルよりもリデュースを優先する。3Rに、不要なものをもらわない・買わない（Refuse: リフューズ）、修理して使う（Repair: リペア）を加えて4Rや5Rと呼ぶこともある。

生息域外保全

絶滅危惧種をまもるため、安全な施設に生き物を保護して、それらを増やすことにより絶滅を回避する方法。

生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

生態系サービス

人々が生態系から得られる便益の事で、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、

レクリエーションや精神的な恩恵を得る「文化サービス」、栄養塩類の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

生物共生型護岸

港湾構造物の新設時や老朽化対策等の改修と同時に生物の生育、生息の場として機能を付加することにより、海域の環境改善などを期待した構造物の一つ。

生物指標

指標となる生物の出現状況から環境の状態を評価するもので、横浜市では3～4年ごとに河川や海域の生物調査（魚類や底生動物、藻類など）を行い、水質の評価を行っている。

生物多様性自治体ネットワーク

自治体が相互に生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行うとともに、「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員として他のセクターとの連携・協働を図るネットワーク。

浅海域

海岸線から大陸棚の外縁までの間にあって、大陸棚上の大部分を占める海域のこと。

全窒素

アンモニア性窒素などの無機性窒素とたんぱく質などに含まれる有機性窒素の総量。水質の富栄養化の指標であり、赤潮発生と密接に関わっている。

全りん

りん酸やその化合物に含まれるりんの総量。水質の富栄養化の指標であり、赤潮発生と密接に関わっている。

た

ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」（2000年1月施行）により、3物質群が定義されている（単一の物質でないため、「物質群」としている）。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼、製

鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があげられている。水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温（800℃以上）ではほとんど分解する。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限を細かく定めるもの。横浜市では、地区計画における建築物の緑化率等について、建築基準法及び都市緑地法に基づき、条例（地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）に定めている。

電気自動車（EV）

ガソリンエンジンを搭載せず、電気駆動のモーターで動く自動車。走行中に二酸化炭素や排気ガスを出さないため、地球温暖化対策や大気汚染防止につながるとともに、走行中の騒音が少ないなどのメリットがあり、ガソリンやディーゼル車から電気自動車に移行する“EVシフト”と呼ばれる世界的な動きがある。

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって規定された外来生物のこと。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。

同法で規定する「外来生物」は、海外から国内に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に生息・生育することとなる生物を指す。

な

燃料電池自動車（FCV）

燃料電池において水素と酸素の化学反応をさせて発電した電気を動力源とし、電気駆動のモーターで動く自動車。走行中に二酸化炭素や排気ガスを出さないため、地球温暖化対策や大気汚染防止につながるとともに、走行中の騒音が少ないなどのメリットがある。

は

バーチャルパワープラント（VPP:Virtual Power Plant）

ビルや家庭などが有するエネルギーリソース（蓄電池や発電設備、デマンドレスポンスなど）を、高度なエネルギーマネジメント技術により遠隔・統合制御し、あたかも一つの発電所（仮想発電所：バーチャルパワープラント）のように機能させることで、電力の需給調整に活用する取組のこと。VPPにより、二酸化炭素削減、発電コスト削減、系統安定化コスト低減、エネルギー自給率向上（化石燃料依存度低減）など、様々な効果が期待されている。

バイオ燃料

バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源）から作る燃料のこと。燃焼の際には二酸化炭素を排出するが、原料作物の成長過程における二酸化炭素の吸収量と相殺し、排出量はゼロとなる。

ヒートアイランド

都市では高密度のエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部に比べ気温が高くなっている。この現象は等温線を描くと都心部を中心とした「島」のように見えるため、これをヒートアイランドという。

ビオトープ

生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。地域計画においては、計画上重要な生物の生息空間の意味で使われる。生態系の保全

の観点からは、個々にビオトープを整備（確保）するのではなく、生物の移動が確保できるようなビオトープ・ネットワークの形成が重要とされている。

ブルーカーボン

海洋に生息する生物（プランクトン、海藻・海草、塩水性の湿原の植物など）によって吸収・捕獲される炭素。2009年の国連環境計画（UNEP）の報告書で命名された。

保安全管理計画

個々の樹林地ごとに策定される森づくりの管理計画。森づくりガイドラインを活用して、市民活動団体や行政など、森づくりに携わる様々な立場の人が連携し、生き物、地域の文化や伝統など個々の樹林地の特性を生かしながら、森の将来像、ゾーニング、作業内容、役割分担などを定めたもの。

ま

水再生センター

生活排水等をきれいな水にする下水道施設。横浜市内では、2018年11月現在11か所の水再生センターが稼働している。

緑の10大拠点

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギーや、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのことをいう。ヒートポンプ技術等により未利用エネルギーを利用することで、エネルギーの有効活用につながる。

藻場

大型底生植物（海藻・海草）の群落を中心とする浅海域生態系の一つであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。

モビリティマネジメント

一人ひとりの移動を対象としつつ、それらが社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化

することを期待する施策であり、「過度な自動車利用の状態から、公共交通や自転車等を適切に利用する状態」に少しずつ変えていくための取組。

森づくりガイドライン

森の維持管理をするための手法などが整理された横浜の森づくりの技術指針。横浜の森の成り立ち、保全管理計画の立て方、森のタイプごとの管理作業や指標となる生き物などが解説されている。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できる。

や

谷戸

丘陵台地の雨水や湧水等の浸食による開析谷を指し、三方（両側、後背）に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などを構成要素に形成される地形。

横浜ふるさと村

良好な田園風景を残している農業地域の農地や山林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的として整備されている。市内では、「寺家ふるさと村」、「舞岡ふるさと村」の2か所が整備され、市民が農家との交流を通じて、自然・農業・農村文化などにふれあい・親しめる場となっている。

ら

流域

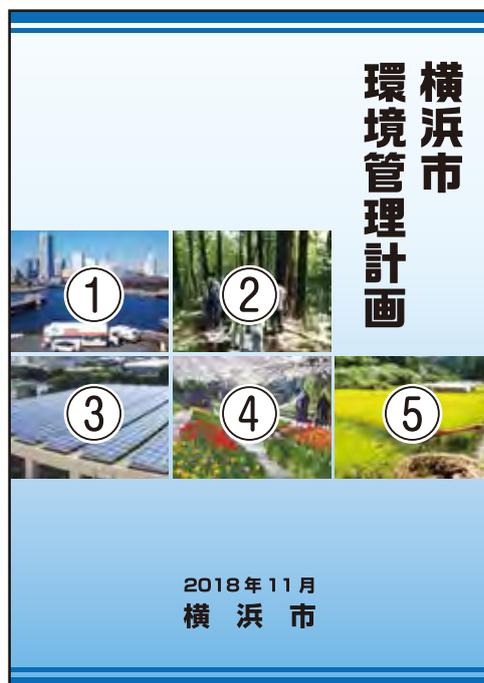
河川に流れ込む雨水（冰雪水も含む）が降り集まる地域のこと。集水域または排水域ともいう。

緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける都市計画法及び都市緑地法に基づく制度。

緑地保全制度

樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく特別緑地保全地区や、条例に基づく市民の森、緑地保存地区などの制度がある。



表紙画像

- ①移動式水素ステーションと燃料電池自動車（FCV）（中区）
- ②森に関わるきっかけづくり「よこはま森の楽校」（緑区）
- ③神奈川水再生センターの太陽光発電設備（神奈川区）
- ④下水処理水を利用した江川せせらぎ緑道（都筑区）
- ⑤新治市民の森（緑区）

横浜市環境創造局政策課

2018年11月発行

横浜市中区港町1-1

TEL: 045-671-4102

FAX: 045-641-3490



OPEN
YOKOHAMA